

学校教育法施行規則等の一部改正について(学校評議員等関係)

改正の趣旨

中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(平成10年9月21日)を踏まえ、校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校教育法施行規則等の必要な規定を整備し、児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある教育活動の推進を図る。

学校評議員制度の導入

《趣旨》

学校・家庭・地域が連携協力しながら一体となって子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に、学校評議員を置くことができることとする。

これにより、学校や地域の実情に応じて、学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たしていくことができるようにする。

《概要》

- (1) 設置者の定めるところにより、学校や地域の実情に応じて、学校評議員を置くことができる。
- (2) 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- (3) 学校外から多様な意見を幅広く求める観点から、学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、設置者が委嘱する。

校長・教頭の資格要件の緩和

校長・教頭に幅広く適材を確保できるよう、教員免許状がなくても、一定の要件を満たせば、校長又は教頭となることができることとする。

職員会議の位置づけの明確化

学校に、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができることとし、職員会議は校長が主宰するものとする。

施行期日 平成12年4月1日